

令和7年2月6日
危機管理部

世田谷区地域防災計画〔令和7年修正〕（案）について

1 主旨

世田谷区地域防災計画については、令和6年9月9日の世田谷区防災会議やパブリックコメント、東京都協議などを踏まえ、必要な修正作業を行ってきた。

この度、世田谷区地域防災計画〔令和7年修正〕（案）（以下「計画修正（案）」という。）を取りまとめたので報告する。あわせて、パブリックコメントの実施結果について報告する。

2 計画修正（案）の内容

資料1 計画修正（案）概要版

資料2－1 計画修正（案）本編①【震災編】

資料2－2 計画修正（案）本編②【風水害編】【富士山等噴火降灰対策編】
【大規模事故対策編】

資料3 計画修正（案）資料編

資料4 計画修正（案）地区防災計画編

資料5 計画修正（案）新旧対照表

※資料1、2－1及び2－2における文字の色は、次の意味で使用している。

青文字：計画修正（素案）時点の修正

緑文字：計画修正（素案）決定後の修正

オレンジ文字：東京都との協議結果

※資料5における文字の色は、次の意味で使用している。

青色：世田谷区地域防災計画〔令和3年修正〕からの修正

3 計画修正（素案）からの主な修正点

（1）災害時医療救護（資料2－1【震災編】第2部第7章）

医薬品等が不足した場合に備えた備蓄・供給体制の強化についての記載追加や自衛隊中央病院との調整経過の反映

（2）物資供給体制の整備（資料2－1【震災編】第2部第10章）

備蓄物資等の管理体制構築及び保管スペース確保についての記載追加

（3）その他

東京都との協議結果や国の令和6年能登半島地震ワーキンググループ報告結果の反映、各種数値等の時点更新など

4 パブリックコメントの実施結果

詳細は、「資料6 世田谷区地域防災計画〔令和7年修正〕（素案）パブリックコメント実施結果」参照

（1）募集期間

令和6年10月1日～10月22日

（2）提出人数及び件数

受付方法	人数		件数	
郵送	9	人	40	件
ホームページ	30	人	47	件
合計	39	人	87	件

（3）主な意見・提案

①【震災編】第2部第2章「区民と地域の防災力向上」

⇒在宅避難、地域による共助の推進、マンション防災等

②【震災編】第2部第9章「避難者対策」

⇒避難体制の整備、災害時における要配慮者対策、福祉避難所、避難所等の管理運営体制の整備等

③【震災編】第2部第10章「物流・備蓄・輸送対策の推進」

⇒食料及び生活必需品等の確保、区防災倉庫及び地域内輸送拠点の整備、輸送体制の整備等

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年2月12日	世田谷区防災会議で計画修正（案）審議・決定
下旬	環境・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会で 審議結果報告
3月	世田谷区地域防災計画〔令和7年修正〕公表

世田谷区地域防災計画

[令和 7 年修正]

案

概要版

世田谷区

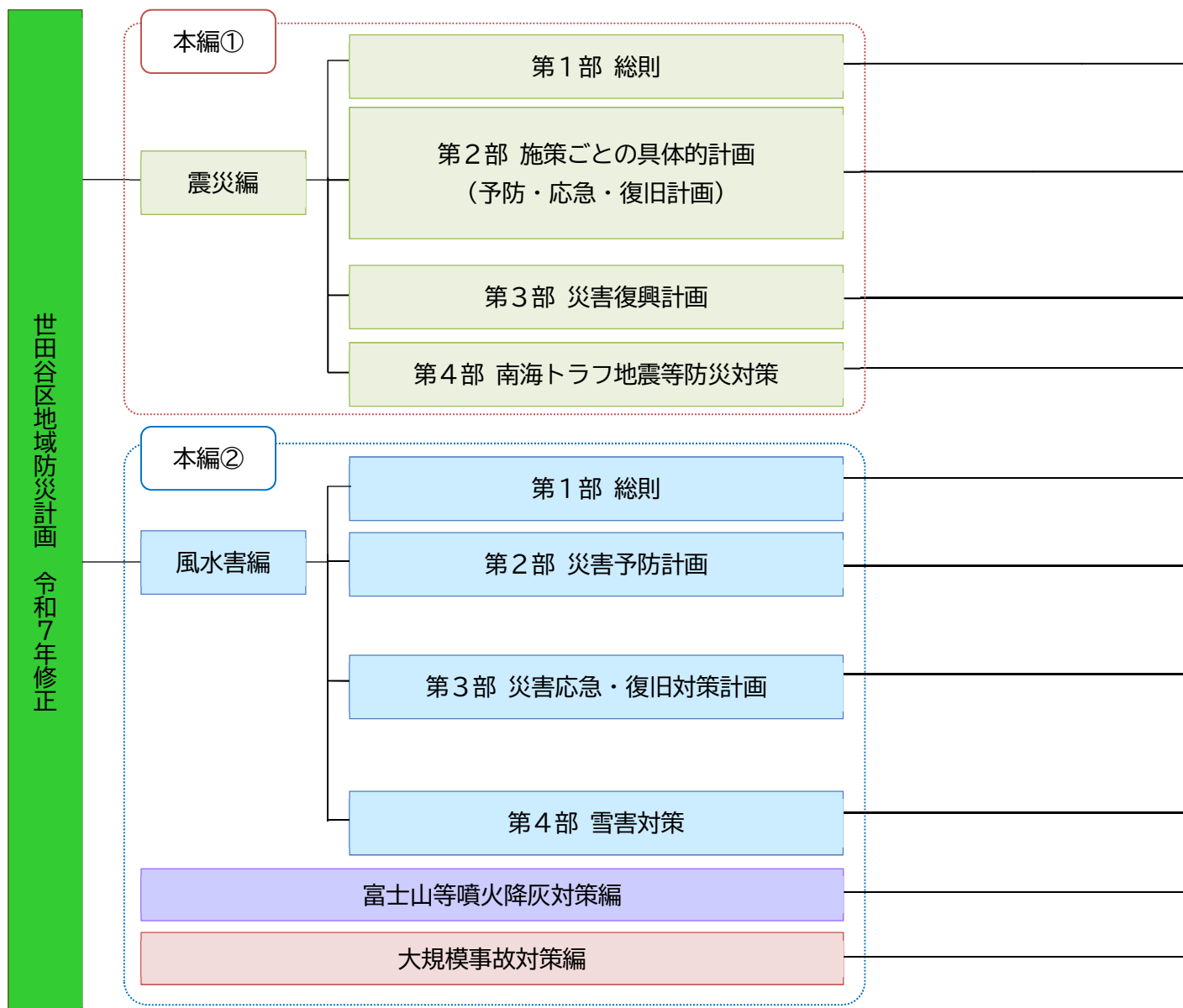
1. 世田谷区地域防災計画とは

(1) 計画の目的

世田谷区地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、世田谷区防災会議（区のほかに警察、消防、自衛隊、ライフライン事業者等の防災関係機関で構成）が作成し、災害対策の動向や最新の情報等（関係法令等の改正、被害想定、実災害の教訓等）を随時反映しています。

この計画の目的は、区と防災関係機関が力を合わせ、区民等と連携して、予防対策（日ごろの備え）、応急対策（発災から3日間）、復旧対策（発災から4日目以降）など一連の災害対策を実施し、世田谷区の地域、区民の生命・身体・財産を災害から守ることです。

世田谷区地域防災計画[令和7年修正]の構成について



(2) 計画の構成

取組みの項目ごとに現時点での到達状況や課題を明らかにするとともに、今後の対策の方向性や具体的な取組等を提示する構成としています。

第1章 地域防災計画震災編の概要 | 第2章 世田谷区の現状と被害想定 | 第3章 地震に関する調査研究 | 第4章 計画の概要等 | 第5章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標） | 第6章 複合災害への対応

第1章 区等の基本的責務と役割

地震前の行動（予防対策）

発災

地震後の行動（応急対策）

地震後の行動（復旧対策）

第2章 区民と地域の防災力向上 | 第3章 安全な都市づくりの実現 | 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 | 第5章 応急対応力、広域連携体制の強化 | 第6章 情報通信の確保 | 第7章 医療救護等対策 | 第8章 帰宅困難者対策 | 第9章 避難者対策 | 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進 | 第11章 放射性物質対策 | 第12章 区民の生活の早期再建

第1章 復興の基本的考え方 | 第2章 復興本部 | 第3章 災害復興計画の策定 | 第4章 災害復興計画

第1章 対策の方針 | 第2章 南海トラフ地震等防災対策 | 第3章 東海地震事前対策

第1章 計画の方針 | 第2章 区の概況と災害 | 第3章 河川及び下水道等の整備概要 | 第4章 区・都及び防災機関の役割

第1章 水害予防対策 | 第2章 都市施設対策 | 第3章 地域防災力の向上 | 第4章 防災運動の推進

第1章 初動態勢 | 第2章 情報の収集・伝達 | 第3章 水防対策 | 第4章 警備・交通規制 | 第5章 医療救護等対策 | 第6章 避難者対策 | 第7章 物流・備蓄・輸送対策 | 第8章 災害時のトイレ対策の推進、ごみ処理、災害廃棄物処理 | 第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策 | 第10章 公共施設等の応急・復旧対策 | 第11章 応急生活対策 | 第12章 災害救助法の適用 | 第13章 激甚災害の指定

第1章 雪害予防対策 | 第2章 雪害応急対策

第1章 富士山の現況等 | 第2章 災害予防計画 | 第3章 災害応急・復旧対策計画

第1章 応急活動体制 | 第2章 大規模事故時の応急対策計画

2. 世田谷区地域防災計画 [令和7年修正]について

(1) 修正の背景

- 国は、多様な主体と連携した被災者支援をはじめとする施策の進展等を踏まえ、令和5年5月及び令和6年6月に「防災基本計画」を修正しました。
- 都は、平成24年4月に公表した被害想定から約10年を経たことで、この間の耐震化や不燃化対策の進展、都内人口構造の変化等を踏まえ、令和4年5月に新たに定性的な被害シナリオを反映した「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表しました。
- 都は、令和4年12月に5つの危機（「風水害」、「地震」、「火山噴火」、「電力・通信等の途絶」、「感染症」）に対し、2040年代までに都が取り組むべき事業をまとめ、「TOKYO強靱化プロジェクト」を公表しました。また、確実な達成に向け、新たに中間目標を設定し、令和5年12月に修正しました。
- 都は、新たな被害想定に基づく具体的な減災目標の設定、多様な視点の防災対策等を反映させ、令和5年5月に「東京都地域防災計画（震災編）」を修正しました。
- 令和6年能登半島地震
 - ・国は、令和6年能登半島地震に係る対応について、「令和6年能登半島地震に係る検証チーム」により点検を実施し、「令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」（令和6年6月）をとりまとめました。その中で、被災地の情報収集及び進入方策や避難所運営、物資調達・輸送、自治体支援などの項目について、見直しの方向性を明示し、この内容を令和6年6月の「防災基本計画」の修正に反映させています。
 - また、国は、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」を設置し、自主点検レポートにおいて、更なる検討が必要とした事項も含め、応急対策や生活支援策の今後の方向性について検討を行い、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」（令和6年11月）をとりまとめました。その中で、人的・物的被害への対応や国・地方公共団体等における災害応急対応、被災者支援、物資調達・輸送などの項目について、今後の方向性を明示し、将来に発生が危惧される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震対策の検討につなげていくとしています。
 - ・令和6年能登半島地震については帰省者など滞在人口の多い元日に発生し、避難者が多かったことや山がちな半島、高齢化の著しい地域の下で発生したこともあり、世田谷区との単純な比較は困難なものの、在宅避難者への支援や物資調達・輸送における専門性を有する民間企業との連携など、現在、区が検討もしくは実施している防災関連施策と共通する事項のほか、予想外の事態が生じることもあるため、今後は、報告書の内容を含め、各種防災関連施策を進めていきます。

(2) 修正の重点検討項目

地域防災計画前回修正（令和3年修正）以降の区の実施や以下の「修正の重点検討項目」における検討結果等を計画に反映しました。

【修正の重点検討項目】

- | | |
|------------|-------------|
| ①在宅避難の推進 | ②避難行動要支援者対策 |
| ③物資供給体制の整備 | ④災害時医療救護 |
| ⑤共助の推進 | ⑥ペット同行避難 |

(3) 修正のポイント（重点検討項目）

①在宅避難の推進

区では、避難者多数による指定避難所の密集を回避し、適切な運営を可能とするため、「在宅避難」に必要な知識や準備についての更なる周知啓発・支援を行います。

<主な修正内容>

○在宅避難に対する継続的な周知啓発

【震災編 第2部 第2章 第3節 第1 (p52～55)】

在宅避難の利点や避難者多数による避難所生活の過酷さなどから在宅避難を推奨していることを、防災啓発物の配布や啓発イベントの実施などで継続的に周知啓発し、区民の在宅避難に対する意識高揚を図ります。

○在宅避難の取組みに対する支援の強化

【震災編 第2部 第2章 第3節 第1、第2 (p52～55、70～71)】

在宅避難については、各家庭における備蓄や家具の転倒防止など、日頃からの取組みが重要なことから、防災用品等のあっせんなどの支援を継続的にを行います。

新たに、災害時における在宅避難者に対する必要な情報の提供の仕組みや支援物資の供給方法を整備し、また、電力提供施設（充電スポット）の設置を行います。



②避難行動要支援者対策

区では、令和4年4月に改定した「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、避難行動要支援者の安否確認・避難支援、避難生活の支援等の取組みを推進し、避難行動要支援者への支援体制を一層強化していきます。

<主な修正内容>

○個別避難計画に対する理解促進

【震災編 第2部 第9章 第3節 第1 (p312~313)】

災害時に実効性のある安否確認・避難支援等がなされるよう、避難支援者や福祉の専門職等と連携して、転入者・新規対象者・未作成者に対する個別避難計画に関する理解促進を図り、個別避難計画作成件数の増加に取り組めます。



○居宅介護支援事業者等に対する個別避難計画作成の業務委託の実施

【震災編 第2部 第9章 第3節 第1 (p312~313)】

個別避難計画作成率の向上及び実効性のある計画作成に向け、要配慮者に対する業務に精通している居宅介護支援事業者・指定特定相談支援事業所・その他一般事業者に対し計画作成の業務委託を実施します。

③物資供給体制の整備

区では、令和7年3月に策定した「災害時物資配送計画」に基づき、災害時における物資の確実な確保と供給体制の構築を行っていくとともに、3日分の食料等備蓄物資の保管スペースの確保や要配慮者などの多様なニーズに対応できる準備を進めていきます。

<主な修正内容>

○災害時の物資配送体制の実効性の向上

【震災編 第2部 第10章 第2節 (p352)】

物流事業者等の資源や専門性を活かした効率的な物資配送体制を整備するとともに、支援物資、調達物資を迅速かつ確実に配送するため、第1順位の地域内輸送拠点である羽田クロノゲートに加え、第2順位の地域内輸送拠点や区民会館等の物資集積拠点の効果的な活用を検討していきます。

上用賀公園拡張事業（令和13年度以降完成予定）において、体育館を全区的な輸送拠点として活用することで、羽田クロノゲートを補完し複線型の物資配送体制を整備します。

○物流事業者等の専門性を活かした物資管理体制の整備

【震災編 第2部 第10章 第3節 第1 (p356～357)】

平時から物流事業者等の専門性を活かした的確な備蓄物資管理を実施し、災害時においても当該事業者の専門性を活かせる一元的な物資管理体制の検討を進めます。

○備蓄物資の保管スペースの確保

【震災編 第2部 第10章 第3節 第1 (p356～357)】

都の備蓄・調達物資の保管を含めた発災後3日分の食料・生活必需品等を備蓄するため、既存防災倉庫内の最適化や区所有外の施設等の活用、公共施設後利用、区立小中学校の改築に併せた避難所運営用防災倉庫の拡張等により、保管スペースの確保に取り組めます。上野公園拡張事業（令和13年度以降完成予定）においては、体育館に大規模備蓄倉庫を整備します。

④災害時医療救護

区では、保健医療福祉総合プラザ（保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」内）における災害医療対応の体制強化を図るとともに、実現可能な初動医療体制の構築を行います。

<主な修正内容>

○保健医療福祉総合プラザにおける災害医療対応の体制強化

【震災編 第2部 第7章 第3節 第1 (p223～226)】

保健医療福祉総合プラザ内に設置する医療救護本部が、災害拠点病院等への支援や保健医療活動チームの受入れ及び配置等を適切に行うために、災害時に備え地域BWA通信機器等の情報収集手段を配備し、機器操作訓練を実施します。また、災害時における医療救護や薬事の拠点となる保健医療福祉総合プラザについて、関係機関（区、世田谷区保健センター等）の役割分担を明確化した連携協定を締結するなど、災害医療対応の体制強化を図ります。

○医療救護本部と医療機関等の連携強化

【震災編 第2部 第7章 第2節 (p221)】

医療救護本部は、区災害医療コーディネーターを中心に、区内病院、二次保健医療圏（東京都地域災害医療コーディネーター）等と連携して、災害時には、区内の被災状況等を把握し、関係機関と迅速かつ確実な情報連絡体制や地域の実情を踏まえた医療連携体制を強化していきます。



○実現可能な初動医療体制の構築

【震災編 第2部 第7章 第2節、第3節 第2（[p221～222、234～244](#)）】

緊急医療救護所や避難所救護所（旧称：医療救護所）の開設時期や人員体制等を整理し、災害時に限られた医療資源を最大限有効に活用するとともに、実現可能な初動医療体制の構築を図ります。また、緊急医療救護所が区西部に偏っているため、区東部に位置する自衛隊中央病院と連携に向けた調整を進めます。

⑤共助の推進

区では、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の啓発や、防災訓練の実施、地区防災計画の検証や取組みを推進し、地域防災活動への区民の積極的な参加を促進していきます。

<主な修正内容>

○避難所運営委員会等への支援

【震災編 第2部 第2章 第3節 第1（[p61](#)）】

避難所運営体制の強化のため、避難所運営委員会等への支援を強化するとともに、避難所運営委員会の構成員等に対する防災士認証登録支援などを通じて、地域防災活動の担い手の確保及び育成を進めます。



○地域・地区への支援強化

【震災編 第2部 第2章 第3節 第1（[p62](#)）】

都の新たな被害想定や防災塾での課題検討等を踏まえ修正した地区防災計画に基づき、スタンドパイプの設置などの出火防止、初期消火対策の推進を含め、地域・地区への支援を強化していきます。

○マンション防災における自助・共助の推進

【震災編 第2部 第2章 第3節 第1（[p62～63](#)）】

区内居住世帯の約5割をマンション居住世帯が占めていることを踏まえ、マンション居住者や管理組合を対象とした説明会等により日頃からの備えの大切さについての啓発を実施するほか、マンションの自主防災組織設置の働きかけなど、マンションの防災力向上に取り組んでいきます。

⑥ペット同行避難

区では、ペット防災に関する普及啓発を実施するとともに、在宅避難を前提としつつ、ペット同行避難を考慮し、指定避難所における受け入れ態勢を整備していきます。

<主な修正内容>

○ペット防災に関する普及啓発の実施

【震災編 第2部 第9章 第3節 第1 (p326)】

動物の飼い主に対して、平常時からの飼育動物のしつけや身元の表示、備蓄について普及啓発を実施します。

ペット同行避難の必要がないよう、自宅の耐震化、ペットの預け先の確保等について普及啓発を実施します。



○指定避難所におけるペット同行避難の受け入れ態勢の整備

【震災編 第2部 第9章 第3節 第1 (p326)】

ペット同行避難訓練を実施している避難所の訓練内容やポイントについて、動画を活用した各避難所への共有や、職員を対象とした獣医師等による研修を実施し、地域及び関係団体、関係所管の対応力の向上を図ります。

被災動物ボランティアを活用し、避難所におけるペット同行避難の支援、避難所情報の発信、預かりの場の提供等、動物救護活動への協力体制を整備します。

全ての避難所運営訓練において、ペットの同行避難場所の確認、避難場所の設営等を順次実施し、実効性を高めます。